

# 社会福祉法人登米福祉会役員等の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、社会福祉法人登米福祉会（以下「当法人」という。）の役員並びに評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 役員には職務執行の対価として日額報酬を支給するものとする。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、職務執行の対価として日額報酬を支給するものとする。

3 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

## (報酬額の決定)

第4条 役員の報酬総額は、年間200万円以内とする。

2 役員に対する報酬額は、別表1に定める日額とする。

3 評議員の報酬額は、別表2に定める日額とする。

## (費用弁償の支給)

第5条 役員及び評議員が法人及び施設運営のための職務の執行にあたった場合は、1日につき2,000円の費用弁償を支給する。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費を社会福祉法人登米福祉会旅費規程に基づき支給することができる。ただし、この場合、前項の費用弁償は支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給することができる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（役員の日額報酬）

（1）理事長

	日 額
理事会等会議への出席	17,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	9,000円

（2）理事

	日 額
理事会等会議への出席	14,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000円

（3）監事

	日 額
理事会等会議への出席	14,000円
監事監査会への出席	14,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000円

別表2（評議員の日額報酬）

	日 額
評議員会への出席	12,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000円